

京都市告示第 592 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、財団法人京都市駐車場公社を京都市公金収納受託者とし、京都市松ヶ崎駅自転車駐車場、京都市国際会館駅自転車等駐車場、京都市東野駅自転車駐車場、京都市御陵駅南自転車駐車場、京都市御陵駅北自転車駐車場、京都市栂辻駅自転車駐車場、京都市小野駅自転車駐車場、京都市桂駅東口自転車駐車場、京都市桂駅南自転車等駐車場及び京都市醍醐駅自転車駐車場の駐車料金の徴収事務を委託します。

平成 18 年 3 月 31 日

京都市長 榊本頼兼

(建設局道路部放置車両対策課)